

Title	<書評>T. Takeuchi, Old Tibetan Contracts from Central Asia, Tokyo 1995.
Author(s)	坂尻, 彰宏
Citation	内陸アジア言語の研究. 1996, 11, p. 139-150
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/20342">https://hdl.handle.net/11094/20342</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 書評

### Tsuguhito Takeuchi, *Old Tibetan Contracts from Central Asia*.

(武内紹人『中央アジア出土古チベット語契約文書』)

坂尻 彰宏

本書は武内紹人氏が1994年1月にインディアナ大学に提出された博士論文の修正・増補版である。これまで、武内氏は世界各地に点在する古チベット語文書コレクションのほとんど全てを実際に訪ね、コレクション中に現存する全ての古チベット語契約文書を採録・解説・分類・整理し、その全体像を把握する作業を続けてこられた。本書は、その成果を基に書式の抽出、作成年代の検討、言語学的・古文書学的特徴の分析、他の中央アジア諸言語からの影響の考察、古チベット語契約文書の作成された背景の解明を試みた最初の組織的研究書であり、テキストの転写、翻訳、語註のほか文献目録、各種索引、図版を備えた一大資料集でもある。

中央チベット発見の碑文を除くほとんど全ての古チベット語文書は、敦煌、ミールン、マザール=タークなどの河西回廊、東トルキスタン各地で20世紀初頭以後発見された写本、紙片、木簡などである。この文書群の年代は、吐蕃王国がこの地域に進出を試み始めた7世紀から、吐蕃王国によるパミール～西域南道～河西回廊にわたる比較的安定した支配が実現した8世紀半ば～9世紀半ばを経て、王国崩壊後の10世紀にまで及ぶと推定されている。<sup>(1)</sup>

---

(1) 東トルキスタン、河西回廊における吐蕃支配期以後のチベット語、チベット文字の使用については以下の論文を参照されたい。G. Uray, "L'emploi du tibétain dans les chancelleries des Etats du Kan-sou et de Khotan postérieurs à la domination tibétaine." *Journal Asiatique* 269, 1981, pp.81-90; G. Uray, "New Contributions to Tibetan Documents from the post-Tibetan Tun-huang." In: H. Uebach & L. Panglung (eds.), *Tibetan Studies: Proceedings of the 4th Seminar of the IATS, Munich, 1988*, pp.515-528; 武内紹人「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」山口瑞鳳(編)『チベットの仏教と社会』東京、春秋社、1985, pp.563-602; T. Takeuchi, "A Group of Old Tibetan Letters Written under Kuei-i-chün." *Acta Orientalia Hungarica* 44, 1990, pp.175-190; 高田時雄「五姓を説く敦煌資料」『国立民族学博物館研究報告別冊』14, 1991, pp.249-268.

これらの文書群は公文書、私文書、仏典等の宗教文書などを多く含み、その形態や内容は当時の中央アジアの言語、歴史、文化に関して非常に示唆に富むものである。

このうち本書で扱われる古チベット語契約文書に関しては、早くにトーマス(F.W.Thomas)氏の先駆的研究があり、<sup>(2)</sup>そこでトーマス氏はスタイン文書中のいくつかの古チベット語契約文書を訳出している。ただ、その後の研究の進展によりその訳には訂正すべき点も少なくない。また王堯・陳踐の両氏、山口瑞鳳氏、そして武内紹人氏自身によって、いくつかの翻訳、考察が行われている。<sup>(3)</sup>しかし、本書で試みられたような現存する全ての古チベット語契約文書の精査に基づいた組織的研究はこれまで皆無であった。この意味で本書の公刊はまさに画期的なものであり、古チベット言語学・文献学は言うに及ばず、社会経済史、法制史などの分野にとっても大きな福音であることは疑いない。

本書の構成は以下の通りである。

## 第Ⅰ部

- 第一章 古チベット語契約文書の分類
- 第二章 売買契約文書
- 第三章 貸借契約文書
- 第四章 雇用契約文書
- 第五章 古チベット語契約文書の特徴とその社会的背景

## 第Ⅱ部

テキスト編、文献目録、索引、図版

---

(2) F.W. Thomas, *Tibetan Literary Texts and Documents concerning Chinese Turkestan*, vol.2, London, 1951.

(3) 王堯・陳踐「敦煌吐蕃文獻選」成都、四川民族出版社、1983；山口瑞鳳「チベット語文獻—仏教関係以外の諸文獻—：五、私文書」同(編)「講座敦煌6：敦煌胡語文獻」東京、大東出版社、1985, pp.505-510；武内紹人「中央アジア出土古チベット語家畜売買文書」『内陸アジア言語の研究』5, 1990, pp.33-67；T. Takeuchi, "On the Old Tibetan Sale Contracts." In : S. Ihara and Z. Yamaguchi (eds.), *Tibetan Studies / Narita 1989*, Narita, 1992, pp.773-792；T. Takeuchi, "Old Tibetan Loan Contracts." *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 51, 1993, pp.25-83；T. Takeuchi, "Three Old Tibetan Contracts in the Hedin Collection." *Bulletin of the School Oriental and African Studies* 57-3, pp.576-587.

第Ⅰ部は本書の主文とも言うべきものである。ここでは、現存する全ての古チベット語契約文書の全体像が示され、その書式の割り出し、特徴の分析、社会背景の解明が試みられている。

第Ⅱ部のテキスト編にはそれぞれの文書の概観(寸法、紙質、残存状態など)、テキストのアルファベット転写、テキスト註、翻訳、語註が付されている。なお第Ⅰ部に引用された翻訳は第Ⅱ部の翻訳に基づいている。ただし第Ⅱ部の翻訳の方がより逐語的であり、改行もよりチベット語の原文に忠実である。また、古チベット語契約文書のテキストの後に、比較の材料として中央アジア出土の漢文契約文書が二件採録されており、その翻訳が付されている。さらに、文献目録、全てのテキストのアルファベット転写を各音節ごとにアルファベット順に配列した9430項目にも及ぶ音節索引、チベット語の重要語句を採録したチベット語句索引、非チベット語を採る一般索引の3種類の索引を備え、また巻末の図版にはテキスト編の全ての契約文書の写真複製を収録している。

以下に第Ⅰ部の各章について簡単に紹介したい。

第一章では現存する全ての契約文書を主題別に分類した上で、その総数、現在の所蔵場所、出土地、推定される作成年代が四つの表にまとめられている。これらの表によって現時点での古チベット語契約文書の全体像が容易に把握しうる。また、ここに示されたデータは武内氏の世界を股に掛けた10年にも及ぶ地道な調査の成果であり、その努力と情熱には敬意を払わずにはいられない。

本書に収められた58件の古チベット語契約文書の内訳は以下の通りである。

売買契約文書…10件

貸借契約文書…25件

雇用契約文書…6件

未詳の契約文書、断片、草稿…17件

遺存の偶然性は考慮すべきであるが、古チベット語契約文書の量的分布を一目で知ることが出来る。なお、未詳の契約文書、断片、草稿のもの多きは、文書の破損が著しく、未解の表現を含む難解なテキストも少なくない。し

かし、武内氏は本書で抽出した書式を援用してそれぞれのテキストの分類を試みている。それによれば全17件のテキストは、売買契約文書5件、貸借契約文書11件、保釈契約文書1件に分けられる。

また、これらの古チベット語契約文書は現在、ペリオ=コレクション(パリ)、スタイン=コレクション(ロンドン)、ヘディン=コレクション(ストックホルム)、コズロフ=コレクション・ペトロフスキー=コレクション(サンクト=ペテルブルグ)、大谷コレクション(京都)、ドイツ=コレクション(ベルリン)の各コレクションに所蔵されている。なお、全テキストのうち51件がペリオ・スタインの二つのコレクションのものである。

各文書の出土地は、敦煌38件、ミーラーン10件、マザール=ターク5件、ドモコ4件、カダリク1件、トゥルフアン2件である。敦煌出土のものが最も多く、西域北道からの出土はトゥルフアンの2件のみである。

古チベット語契約文書の日付は、十二支のみ、あるいは「十二支+軍管区会議の場所とその招集者」の組み合わせによって表現される。このため正確な年代比定は困難である。しかし、武内氏は各文書の内容などの詳細な検討によって、より蓋然性の高い日付を割り出している。それによれば、ほとんどの文書の作成年代は9世紀の前半に集中している。

第二、第三、第四章は、それぞれ売買契約文書、貸借契約文書、雇用契約文書の書式の抽出を目的としている。

まず、第二章の売買契約文書は、売買物件の違いから家畜売買契約文書(5件)、人身売買契約文書(2件)、不動産売買契約文書(3件)に分かれる。これらの売買契約文書の書式の要素のうち主なものは以下の通りである。

- ①日付 十二支のみか「十二支+軍管区会議の場所とその招集者」の組み合わせ。
- ②買主 漢人、コータン人官吏など。
- ③売主 漢人、チベット人僧侶、漢人僧侶、吐谷渾系('A-zha)の人物、安姓の客商など。

- ④売買物件 牝牛，牝牛，馬，男奴隸，女子，土地・家屋，家屋など。
- ⑤代価 穀物か *dmār*。示されないこともある。家畜と人間の代価に類出する *dmār* が何を指すかについては未だ成案はない。ただ，武内氏は同時代の漢文出土文書に示された家畜や人間の価格との比較から，新たに「1 *srang* の *dmār* = 銅錢1000枚」とする仮説を提示している。
- ⑥売買物件の形態的特徴 馬や牛の場合は体毛の色，生え方，模様，あるいは角の形で，人間の場合は出身の家系や年齢によって表わされる。
- ⑦第三者追奪担保文言 概ねは等倍代償責務。ただ，売買婚文書(text 7)では二倍。
- ⑧保証人 売主の弟や，売主と同じ千戸部落の人物である場合がある。
- ⑨違約罰 *dmār* や穀物による賠償。まれに杖(鞭)打刑のような公的罰(text 1)も言及されている。
- ⑩証人(立会人) チベット人官吏，チベット人僧侶，漢人，コータン人など。チベット人官吏の中にはかなりの高官(*rtse-rje*)も姿を見せている(text 6)。

書式の他には，人身売買契約文書に含まれる売買婚文書(text 7)が注目に値する。また，土地・家屋売買文書において土地と家屋とのそれぞれの代価が別々の人物に支払われ，代価の分割払いが行われている点も興味深い。

次の第三章の貸借契約文書は，借用物件によって小物・日用品などの貸借契約文書(6件)，家畜貸借契約文書(1件)，穀物貸借契約文書(18件)に分かれる。また，穀物貸借契約文書はさらに，純粋な二者間の契約の形を取るもの(8件)，寺院の穀物庫から複数の借主への貸付元帳(7件)，返済の領収書(3件)に分類される。これらの貸借契約文書の書式の要素のうち主なものは以下の通りである。

- ①日付 ほとんど十二支のみで表わされる。「十二支+軍管区会議の場所とその招集者」のタイプは例外的(text 15のみ)。日付を欠く場合も少ない。

- ②貸主 漢人，漢人書記，漢人僧侶，スンパ系(Sum-pa)の人物，チベット人官吏，寺院の穀物庫，公の穀物庫など。
- ③借主 漢人，漢人書記，漢人紙漉き職人，漢人僧侶，チベット人官吏，チベット人僧侶のほか通類系(Mthong-khyab)，スンパ系(Sum-pa)，トルコ系(Dru-gu)，イラン系(Sog-po)，多彌系(Da-myi)，モンゴル系(Khe-rgad)などの非チベット人や非漢人も少なくない。また，チベット人や漢人の僧侶の中にはかなりの高僧(*m Khan-po*)も含まれている。帰義軍期まで活躍した呉洪辯はその一人である。
- ④貸借物件 紙・布，ナイフ，紙，棉花，絹布，茶碗，牝馬，小麦・大麦，小麦，大麦，豆，黍，穀物(種類不明)など。穀物類では小麦と大麦とが大半を占める。
- ⑤返済期日 ほとんどの場合明記されている。穀物貸借契約文書では収穫期に当たる秋の第二の月(8月)の中旬(13日，15日など)に集中している。返済期日は省略されることもある。
- ⑥返済期日に違背した場合 ほとんどの場合返済額が倍額になる。同時に担保の没収が行われることもある。まれに杖(鞭)打刑のような公的罰(text 13)が科される例もある。
- ⑦保証 契約不履行の借主の財産が没収される。この没収は債権者自身によって，あるいは特別に組織された一種の債務履行委員会によっておこなわれたようである。保証人が立てられる場合もあり，穀物貸借契約文書のうち純粋な二者間の契約の形を取るものでは妻子などの近親が指名されている例が多い。
- ⑧証人(立会人) 漢人，漢人書記，漢人僧侶，コータン人官吏，スンパ系(Sum-pa)の人物など。売買文書とは異なりチベット人官吏はほとんど現われない。

テキストの内容で特に印象的な事例としては，まず，敦煌在住の漢人書記の日常生活を伺わせるいくつかの契約(text 11, 12, 13)がある。また，黍などの貸

借に関する一連の契約 (text 27) からは、瓜州軍管区の監査官の来訪に際しては、敦煌の住民、チベット人官吏、寺院などが、彼のために宴会用の飲み物、あるいはその材料を供出する義務を負っていたことが見て取れ、監査官の来訪が敦煌社会における大事件であったことが伺える。文書の外観では、契約の清算を表示する斜線や直線が契約文書の上に引かれている例 (text 25, 27~32) が興味深い。この方法による契約の清算の表示の習慣は、領収書文書 (text 33~35) 末の「貸借契約文書には線が引かれた」という表現にも見ることが出来る。

第四章の雇用契約文書は、仕事の内容によって運送 (2件)、兵役 (1件)、農作業 (2件)、奉公 (1件) に分けられる。その書式の要素のうち主なものは以下の通りである。

- ①日付 全て十二支のみで表わされる。
- ②使用者 漢人、コータン人、漢人僧侶、コータン人官吏など。
- ③労務者 漢人、コータン人など。
- ④仕事の内容 穀物税の瓜州への運送、3か月間の運送の夫役、兵役、大麦の刈り入れ、農地の犁耕、1年間の奉公。
- ⑤報酬 黍、大麦、棉布、葡萄酒、収穫の半分、日々の食料の供給と労務者に科される夫役や税の代行。報酬の支払い方法としては、契約の時点でその一部を支払い仕事の完了後に残りを支払う場合、仕事の完了後に一括して支払われる場合、食料の供給のように必要に応じて支払われる場合がある。
- ⑥保証人 たいていの場合省略されている。
- ⑦違約罰 報酬の半分あるいは等倍の賠償と二倍の賠償との二つのタイプがある。前者は売買文書の表現に近く、後者は貸借文書の表現に近い。
- ⑧証人 (立会人) 漢人、コータン人など。チベット人官吏の名は現われない。

雇用契約文書のうち兵役の代行を約したもの (text 38) は、全ての古チベット語契約文書中で最も古いものの一つであり、その諸特徴により貸借文書から十



分に分化する以前のものである可能性が指摘されている。

最後の第五章では先行する四つの章や第Ⅱ部のテキスト編で得られたデータを基に、様々な角度から分析がなされている。第五章の構成は以下の通りである。

- 第一節 古チベット語契約文書書式
- 第二節 印章と署名
- 第三節 漢文契約文書書式との比較
- 第四節 古チベット語契約文書書式の形成過程
- 第五節 古チベット語契約文書の性質
- 第六節 古チベット語契約文書を使用した民族集団
- 第七節 結語

次に各節の内容を簡単に紹介したい。

第一節：第二～四章で抽出された売買契約文書、貸借契約文書、雇用契約文書の各書式が改めて列挙される。

第二節：古チベット語契約文書に証拠力を与える手段としては①私印 (*sug-rgya*)、②畫指 (*mdzub-mo-tshad*, *sug-yig-tshad*, *lag-yig-tshad*)、③漢字による署名、④花押(中国式：*ab-dzi* < Chin. 押字；コータン式：*aksara*)が挙げられる。

①私印は直径1.4～2.2cmの朱の円印であり、その印面には印の所有者の名前や動物、花などの線画が陽刻されている。この私印は主にチベット人官吏や一部の漢人たちによって使用されたようである。武内氏はこのような私印を、西アジア世界や中国からの影響を受けて生み出されたチベット独特のものとして捉えている。また氏は漢文契約文書に現われる同様の朱円印に関して、それらが吐蕃支配期の敦煌で作成された漢文契約文書に限られることから、むしろ古チベット語契約文書から漢文契約文書への影響である可能性を指摘している。なお、武内氏はスタイン=コレクション中の出土遺物を調査した結果、ミーラン出土の角製印章が、文書の捺印に使用されたものと同じタイプのものであることを明らかにしている。

②畫指は、文字の書けない人々が自署の代わりに自己の指の寸法や関節を印

したもので、漢文契約文書よりチベットを含む中央アジア・東アジア世界に広く流布した習慣である。ただ、古チベット語契約文書中の三種類の畫指のうち *sug-yig-tshad* と *lag-yig-tshad* との二つは「指の寸法+自署(チベット文字による)」の形を取り、テキスト中に見える「私印(*sug-rgya*)を所有していないので畫指(*sug-yig-tshad*)を印す」という表現からも窺えるように、自署の代わりというよりむしろ私印と同等の証拠力を有する自署としての役割が強く、かなりチベット化された形式であるとされる。また、武内氏はチベット式畫指(*sug-yig-tshad*)が吐蕃支配期の敦煌で作成された漢文契約文書の中で、漢人と見られる人物によって使用されていた例も指摘している。なお、氏によればこの三種類の畫指はその使用において厳格な区別なかったようである。

③漢字による署名は、漢人の僧侶や書記のような漢字を記す能力を持った一部の人々限られており、あまり一般的な手段ではなかったことが指摘されている。

④花押は、まれに使用例が現われるものの中国式、コータン式ともに各々一部の漢人、コータン人によって使用されるに止まり、広く用いられた方法ではなかったと見られている。

第三節：古チベット語契約文書と漢文契約文書との書式の比較から古チベット語契約文書の書式は、ほぼ同時代・同地域のものである敦煌出土の9・10世紀の漢文契約文書の書式よりも、むしろトゥルファン出土の7・8世紀の漢文契約文書の書式に多くの類似点を有していることが指摘されている。このことは古チベット語契約文書の書式が8世紀以前の漢文契約文書の書式に強い影響を受けていることを示している。

第四節：第三節の分析の結果を受けて、武内氏は古チベット語契約文書の書式は、おそらく7・8世紀の間に漢文契約文書の書式の影響下で発生し、9世紀の初頭にはすでに十分に確立していたと推定している。また、氏は書式の伝播が行われた場所として唐と吐蕃が交互に支配したコータン地方を候補に挙げている。

第五節：古チベット語契約文書の法学上の性質として、武内氏はウイグル文契約文書や、9・10世紀の漢文契約文書の持つ「私」的性質に比べ、多分に「公」的性質を持つものであると想定している。ただし「私」、「公」の法学的な詳しい解釈はなされていない。これはむしろ、法学あるいは法制史学の専門家の今後取り組むべき課題として残されたものであろう。

第六節：古チベット語契約文書中に見える全人物の姓名、称号、その人物がテキストの中で果たす役割、テキスト番号、姓名の構造を列挙した一覧表が作成されており参照に便利である。武内氏は契約文書中に現われる人物をその称号、姓、部族名によって次のように分類している。

- A. チベット系：吐蕃のチベット人官吏たちであり、主に軍管区会議の招集者、証人(立会人)、債務者の主人などとして現われる。彼らが契約に直接かかわることはまれである。
- B. 漢人系：このタイプはさらに①漢語の名前、②チベット語の名前、③チベット語と漢語との混合した名前の三種類に分けられる。このうち②と③とは、吐蕃の敦煌支配期の後半に特徴的なもので年代比定の重要な目安の一つである。Bタイプの人物はいずれも敦煌の漢人住民であると思われる。契約の当事者として最も多く現われるのはこのタイプの人々である。
- C. 僧侶系：チベット語の僧侶の称号と漢語あるいはチベット語の法名を持つ。彼らは敦煌在住の漢人・チベット人僧侶であると思われ、様々な文書に当事者として現われる。
- D. 非チベット・非漢人系：部族名とチベット語ないしチベット化された名前を持つ。部族名は吐谷渾系('A-zha)、通類系(Mthong-khyab)、スンパ系(Sum-pa)、トルコ系(Dru-gu)、イラン系(Sog-po)、多彌系(Da-myi)、モンゴル系(Khe-rgad)、タングート系(Myi-nyag)と多様である。彼らはみな河西から西域南道にかけて居住していた人々であると思われる。契約の当事者、証人などの様々な役割を担っている。

## E. 未詳, 不明

このような分析から武内氏は、古チベット語契約文書中に当事者(売主, 買主, 債務者, 債権者, 使用者, 労務者, 保証人など)として現われる人々, つまり古チベット語契約文書の使用者は, そのほとんどが東トルキスタンや河西に居住した漢人などの非チベット人たちであることを指摘している。また, 氏は本書で言及された非チベット人による古チベット語契約文書の使用, チベット文字による自署, 非チベット人のチベット語ないしチベット語化した名前の所持といった事例に特に注目している。それはこのような事例が, 吐蕃による8世紀末~9世紀半ばの約60年以上にわたる長い支配の結果, チベット語やチベット文字が東トルキスタンや河西の非チベット人たちの間に浸透していたという社会状況を強く反映しているからである。なお, 古チベット語契約文書書式が9世紀の初頭にはすでに十分に確立していたと考えられ, そしてそれが吐蕃の支配地域に広く分布している事実から, 武内氏はこの書式が中央チベットにおいても同様に使用されていた可能性が高いことにも言及している。

さて, 本書の最大の貢献は世界中に散在する古チベット語契約文書を可能な限り網羅し, 断片的かつ判読の容易でない古チベット語の原文を解読し, 現段階で最も信頼の置ける英文翻訳を行い, 写真複製図版と共に提供した点にある。また, 本書の完成は独り古チベット言語学・文献学の研究成果に依るばかりでなく, 中央アジア出土の漢文契約文書やウイグル文契約文書の豊富な研究蓄積を武内氏が鋭意吸収した結果である。その意味で本書はその成立の過程からして十分に比較言語学的あるいは比較法制史的視点を備えていたといえる。

---

(4) 近年のまとまった研究成果としては以下のものがある。T. Yamamoto and O. Ikeda (eds.), *Tun-huang and Turfan Documents concerning Social and Economic History III, Contracts*, (A) Introduction and texts, (B) Plates, Tokyo, 1987; 唐耕耦・陸宏基(編)『敦煌社会経済文献真蹟積録』2, 全国図書館文献縮微複製中心・古佚小説会, 1990。

(5) 最新のウイグル文契約文書の研究成果を取り込んだ決定版としては次の著作があげられる。山田信夫(著)小田壽典・P. ツィーメ・梅村坦・森安孝夫(編)『ウイグル文契約文書集成』I-III, 大阪, 大阪大学出版会, 1993。

そして、ここで得られた潤沢なデータは、漢文・ウイグル文契約文書の研究から得られた恩恵に報いて余りあるものである。

今後は本書の研究成果を十分に生かし、文献学者はもとより、広く中央アジアをフィールドとする文化史・社会経済史・比較法制史などの研究者によってさらに研究を深化させていくことが望まれる。そしてその際には必ず、本誌第四号に発表されたソグド文契約文書関係の論文において吉田豊・森安孝夫の両氏が提唱し、<sup>(6)</sup> 本書の武内氏も配慮しているように、漢文、ウイグル文に止まらずその他の中央アジア出土の諸言語（ソグド文、カロシュティー文、コータン文、トゥムシユク文、カラハン朝トルコ文、アラビア文、ペルシア文、西夏文、モンゴル文など）による契約文書までも広く視野に収め、相互間の影響に絶えず留意する姿勢が求められる。

(東京、大蔵出版、1995年2月、B5版、xi+515p., +60 pls., 12000円)

---

(6) 吉田豊・森安孝夫・新疆維吾爾自治區博物館「魏氏高昌國時代ソグド文女奴隸売買文書」『内陸アジア言語の研究』4, 1988, pp.33-37. なお、同論文末の文献目録も併せて参照すべきである。